

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和8年 2月10日	令和8年 2月24日	政策企画室の決定期間延長通知(令和8年1月13日付大政第e-104号)の「延長の理由」には次のとおり記載されています。 関係機関との調整に時間を要し、期間内に公開決定等を行うことが困難であるため。 1. 「関係機関との調整に時間を要」することが情報公開条例第11条第2項に定める「事務処理上の困難その他正当な理由」に該当するものであるということが分かる文書を公開してください。	不存在		政策企画室	広聴担当
令和8年 2月10日	令和8年 2月24日	城東区との打合せについて	公開		政策企画室	広聴担当
令和8年 2月11日	令和8年 2月25日	大阪市ホームページ 歴代市長・副市長（助役）	公開		政策企画室	秘書課（秘書グループ）
令和8年 2月11日	令和8年 2月25日	職員人事記録調書 市長の退職及び採用に係る給与について（依頼）（令和8年2月9日起案分）	部分公開	1	政策企画室	秘書課（総務グループ）
令和8年 2月13日	令和8年 2月27日	政策企画室の不存在による非公開決定(令和8年2月10日付大政第e-132号)の「公開請求に係る公文書を保有していない理由」には次のとおり記載されています。 大阪市公正職務審査委員会の令和7年12月12日付「公益通報に係る審議結果について(通知)」を受けて政策企画室で行われた対応(調査その他の措置)の内容や結果が分かる文書について、現時点では調査中であるため、記載された公文書を保有していないことから、そもそも当該文書を作成・保有しておらず、実際に保有していない。 「現時点では調査中である」とのことですが、調査の過程が分かる文書について公開してください。 なお、担当者間のメールも組織共用文書であるので、請求対象文書に含まれます。	不存在		政策企画室	広聴担当
令和8年 2月13日	令和8年 2月27日	市民の声データベースからの受付メール（25-02062）	部分公開	1	政策企画室	広聴担当
令和8年 2月14日	令和8年 3月2日	政策企画室の決定期間延長通知(令和8年1月13日付大政第e-104号)の「延長の理由」には次のとおり記載されています。 関係機関との調整に時間を要し、期間内に公開決定等を行うことが困難であるため。 1. 「関係機関との調整に時間を要」することが情報公開条例第11条第2項に定める「事務処理上の困難その他正当な理由」に該当するものであるということが分かる文書を公開してください。 なお、担当者間のメールも組織共用文書であるので、請求対象文書に含まれます。 2月10日にも同内容の請求を行っていますが、「請求日時時点で存在しない」と屁理屈を言われそうなので、改めて請求します。	不存在		政策企画室	広聴担当
令和8年 2月14日	令和8年 3月2日	城東区との打合せについて	公開		政策企画室	広聴担当
令和8年 2月14日	令和8年 3月2日	市民と市政をつなぐ広聴ガイドライン（令和7年4月改定版）	公開		政策企画室	広聴担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和8年 2月14日	令和8年 3月2日	去る1月20日に市民の声入力フォームからポストされた、25-10132の申出について、どのように取り扱われているのかが分かる文書を公開してください。  この公開請求は城東区及び政策企画室を対象とします。	不存在	号	政策企画室	広聴担当
令和8年 2月17日	令和8年 3月3日	城東区の不存在による非公開決定（令和8年2月12日付大城総第363号）の不存在理由には次の記載があります。  市民の声については、制度所管である政策企画室の運用に則って処理を行っており、公職者からの市民の声の対応については市民の声としては取り扱わず、情報提供として処理している。  一方、政策企画室の不存在による非公開決定（令和7年12月23日付大政第e-86号）の不存在理由には次のとおり記載されていました。  公職者の申出については、受付部署では「公職者」という属性のみで市民の声として取り扱うかの判断を行っておらず、所管部署で個々の申出内容を考慮して対応しており  3. 政策企画室の不存在理由には「所管部署で個々の申出内容を考慮して対応しており」とあります。請求2で挙げている市民の声について、受付部署たる城東区から伝達（情報提供）を受けた各所属がどのように「個々の申出内容を考慮して対応し」たのかが分かる文書を公開してください。	不存在	号	政策企画室	広聴担当
令和8年 2月26日	令和8年 3月12日	城東区との打合せについて	公開	号	政策企画室	広聴担当
令和8年 2月26日	令和8年 3月12日	公文書公開請求に係る決定期間延長について	部分公開	1 号	政策企画室	広聴担当
令和8年 2月27日	令和8年 3月13日	民事訴訟法第73条第1項（行政事件訴訟法第7条においてその例によることとされる場合を含む。）の申立てに係る事件（大阪市又はその機関が当事者となったものに限り、上訴があった場合における上訴審に係る事件を含む。）に係る次の書面 1 申立書 2 意見書その他の当事者の主張が記載された書面 3 決定書 (政策企画室所管分)	不存在	号	政策企画室	秘書課（総務グループ）